

## 最先端分野学生交流推進制度実施要項

文部科学大臣決定  
平成14年6月17日

### (目的)

第一条 この制度は、我が国の大学と外国の大学又は研究機関との間の共同教育研究に参加する我が国の大学の大学院学生及び外国の大学又は研究機関に所属する者で我が国の大学の大学院に留学生として受け入れられる学生の交流計画に基づく交流留学生を支援することにより、社会的要請があり、その推進を図る必要のある最先端分野の先導的人材の育成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この要項において「交流計画」とは、我が国の大学と外国の大学又は研究機関との間の共同教育研究に参加する我が国の大学の大学院学生及び外国の大学又は研究機関に所属する者で我が国の大学の大学院に留学生として受け入れられる学生の交流の計画をいう。

2 この要項において「交流留学生」とは、交流計画に基づき、我が国の大学から外国の大学又は研究機関に派遣される我が国の大学の大学院学生及び外国の大学又は研究機関から我が国の大学の大学院に留学生として受け入れられる学生をいう。

### (留学期間)

第三条 交流留学生の留学期間は、一年以内とする。

### (交流計画の要件)

第四条 交流計画は、研究室又はそれ以上の組織が行う共同教育研究に基づく計画とする。

2 交流計画は、原則として、交流留学生の派遣及び受け入れの両方を含むものとする。

### (交流留学生の資格)

第五条 交流留学生は、次の条件を備える者とする。

- 一 大学院に在籍している者、又は我が国に受け入れられる交流留学生で大学を卒業後研究に従事している者。
- 二 受け入れる大学又は研究機関において、その専門とする学問分野について研究を行うに十分な語学力を有すると認められた者。
- 三 留学期間終了後帰国し、引き続き、共同教育研究にかかわる研究に従事する者。
- 四 心身共に健全である者。
- 五 我が国に受け入れられる交流留学生の場合、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により滞在する者。

### (選考等)

第六条 この制度により支援される分野、交流計画及びその選考方法等は、別に定める選考委員会の議を経て、文部科学大臣が決定する。

### (交流計画の申請)

第七条 この制度による支援を希望する大学院を設置している我が国の大学の長(以下「大学長」という。)は、前条の定めにより、文部科学大臣に交流計画を申請するものとする。

(交流留学生給付金)

第八条 交流留学生に対して、交流留学生給付金を給付する。

2 交流留学生給付金は、別に定める支給に関する規程に基づき支給する。

(旅費)

第九条 交流留学生に対して、渡航旅費及び帰国旅費を支給する。

2 渡航旅費及び帰国旅費は、別に定める支給に関する規程に基づき支給する。

(誓約)

第十条 交流留学生は、別紙様式の誓約書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(交流計画報告書の提出)

第十一条 大学長は、交流留学生による交流計画終了後から一か月以内に、文部科学大臣に交流計画報告書を提出しなければならない。

(事務処理)

第十二条 この制度に関する事務は、文部科学省高等教育局留学生課において処理する。

(細則)

第十三条 この要項に定めるもののほか、この制度に関し必要な事項は、高等教育局長が別に定める。

附則

この要項は、平成14年4月1日から適用する。

誓約書  
PLEDGE

文部科学大臣 殿

To: Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT), JAPAN  
(Monbukagaku-daijin)

1 私は、交流留学生として、次の事項を守ることを誓約します。

I will pledge myself to observe the following articles, as an exchange student of Academic Frontiers Student Exchange Promotion Program scholarship.

( 1 ) この制度の目的を理解し、留学先の大学又は研究機関における学則その他大学又は研究機関の定める規則に従い、研究に専念すること。

To obey the rules regulated by the university or the institution enrolled in host country and devote myself to my research understanding the aim of the program.

( 2 ) 留学先の国の法令、社会秩序等に違反しないこと。

To refrain from violating laws and regulations in host country.

( 3 ) 交流留学生の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為はしないこと。

To refrain from disgracing trust of student exchange scholarship and developing into dishonor.

( 4 ) 文部科学省から支給される交流留学生給付金の額を越えて必要とする金額については、自己の責任において弁済すること。

To accept responsibility for expenses incurred beyond those covered by the scholarship granted by MEXT.

( 5 ) 留学先において債務を負った際は、自己の責任において弁済すること。

To accept responsibility for payment of any debts I might incur in host country.

2 上記の事項に違反した場合、申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合、又は大学又は研究機関において懲戒処分を受けた場合、若しくは成業の見込みがないと判断された場合には、文部科学大臣より交流留学生給付金の支給をとりやめられても、不服を申し立てません。

If I am judged by Monbukagaku-daijin as having violated any of the articles above, or as having made a false statement on my application documents, or as having been subject to disciplinary action by the university or the institution, or as having failed in my study, I will not lodge any complaint regarding the Minister's judgment even though it involves the withdrawal of my award.

日付

Date

年 year

月 month

日 day

申請者氏名

Applicant's name in Roman block capital

申請者署名

Applicant's signature